



平成30年3月1日

株式会社 中国銀行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

当行では、平成29年5月26日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」にもとづき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」について公表いたします。

今後も地域金融機関として、外部企業とのオープンイノベーションを積極的に推進し、フィンテックを活用した新たな付加価値の高いサービスを、安心・安全に提供してまいります。

| | |
|------|--|
| 名称 | 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」 |
| 掲載場所 | https:// www.chugin.co.jp/inbanhelp/api/dendai.pdf |

以 上